

相続人が請求する場合の必要書面について（【 】内は取得先の市区町村）

相続人全員が請求する場合

被相続人(亡くなられた方)に関する書類

- ①出生から死亡にいたるまでの戸籍謄本、除籍謄本(改製原戸籍謄本含む)【本籍地の市区町村】  
改製されている場合:改製原戸籍謄本【原戸籍がある市区町村】  
転籍している場合:転籍前の除籍謄本【本籍地の市区町村】
- ②除住民票(本籍の記載のあるもの)【住所地の市区町村】  
又は戸籍の附票の写し(本籍の記載のあるもの)【本籍地の市区町村】

相続人(全員)に関する書類

- ③現在の戸籍謄抄本【本籍地の市区町村】
- ④住民票の写し【住所地の市区町村】  
※本籍の記載のあるものを取得してください。
- ⑤印鑑証明書【住所地の市区町村】  
※作成後3か月以内のもの

相続人のうち1名に供託金の払渡請求と受領を委任する場合

- ⑥相続人から代表となる相続人への委任状(実印を押印)

その他

- ・遺言がある場合  
遺言書(自筆証書遺言又は秘密証書遺言の場合は家庭裁判所の検認を済ませたもの)  
※内容によっては、供託金払渡請求には使用できない場合があります。事前に請求先の法務局にお問合せ願います。
- ・遺産分割協議をしている場合  
遺産分割協議書(分割協議者全員の印鑑証明書も添付)  
※内容によっては、供託金払渡請求には使用できない場合があります。事前に請求先の法務局にお問合せ願います。
- ・相続放棄者がいる場合  
家庭裁判所の「相続放棄申述受理証明書」又は「相続放棄受理証明書」
- ・除住民票及び戸籍の附票の写しが保存期間経過等により取得できない場合  
請求者の「上申書」、被相続人の「不在住証明書」【住所地の市区町村】、「供託通知書」等

上記は、代表的な相続に関する説明です。事案によって(兄弟姉妹が相続する場合、代襲相続が発生している場合、一部の相続人が自己の法定相続分だけ請求する場合等)、必要な書面が異なりますので、事前にお近くの当課までお問合せ願います。

被相続人 法務太郎 相続関係説明図

本籍地 東京都△△区〇〇町△丁目〇番  
供託書上の住所 東京都△△区〇〇町△丁目〇番〇号  
最後の住所 東京都△△区〇〇町△丁目〇番〇号  
死亡年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(注3)

(注1)

(注4)  
住所 東京都千代田区九段南〇丁目〇番〇号  
出生 昭和〇〇年〇〇月〇〇日  
(相続人)

法務一郎

(被相続人)  
法務太郎 (注2)

住所 東京都千代田区九段南〇丁目〇番〇号  
出生 昭和〇〇年〇〇月〇〇日  
(相続人)

法務花子

住所 東京都千代田区九段南〇丁目〇番〇号  
出生 昭和〇〇年〇〇月〇〇日  
(相続人)

法務二郎

相続を証する書面は還付した

なお、相続関係説明図(左図参照)を添付していただければ、戸籍謄本(除籍謄本含む)は確認後にご返却いたします(返信用封筒及び切手も添付願います。)

注1: 被相続人及び相続人全員の名前等を記載してください。

注2: 亡くなられた方が「被相続人」となります。

注3: 被相続人の本籍地、供託書上の住所(通知の左下の「被供託者の住所氏名」)、最後の住所、死亡年月日を記載してください。

注4: 相続人の現在の住所、生年月日を記載してください。

また、戸籍以外の住民票、印鑑証明書等(委任状は除く)の添付書面につきましては、原本と写しを送付いただければ、確認後に原本を返却いたします(写しには、「原本と相違ない旨」、「請求者の記名押印」及び「書類間の割印」が必要です。)

戸籍等書類の返却を希望される場合は、返信用封筒及び切手を同封願います。

**法定相続証明制度をご利用ください。**

相続関係を一覧に表した図(法定相続情報一覧図)をご提出いただければ、戸籍除籍謄本等の提出を省略することができます。